

議案第44号

債権の放棄について（水道局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 3の表に掲げる水道料金に係る債権4件に係る各債務者
- 2 債 権 の 内 容 水道料金に係る債権
- 3 放棄する理由及び債権の額 下記の表の放棄の理由欄に掲げる理由により、当該表の債権の額欄に掲げる金額の合計金700,679円及びこれらに対する遅延損害金を放棄するもの

	放棄の理由	件数	債権の額
1	債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため	1件	金289,434円
2	債務者らの所在が不明であり、又は債務者らの営業実態がないことから当該債権の弁済を受けることができる見込みがなく、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため	3件	金411,245円

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

債務者らに対する水道料金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。